

日隆聖人の起請文提出についての再検討

小西日遼

問題の所在

慶林坊日隆が妙本寺での修行時代の大きな出来事の一つは日靈聖人の後職月明との化儀・化法両面での対立であった。その結果日存・日道（日純）・日隆（日立）三師は応永十六年頃妙本寺を退出して各地を巡って教学の研鑽をされたとの伝承がある。しかしその間に月明が僧正位を望んだことから妙本寺は叡山大衆に破却され月明は知見に避難するという事態となり、存道両師は月明が遠離於塔寺の法難に遭ったものと考えて帰山し、その後に日立も帰山したのである。この帰山に際して日存日道両師と日立から月明に夫々起請文が提出されたが、後に日立の起請文について、その内容が化儀についての起請文か、化法にも亘る起請文かの疑義が生じ、その結果日立の起請文の存在の有無を問題にする文献まで存在している。¹この問題については、既に論じたことがあるが、本稿で再度検討しておきたい。²

I 日隆（日立）の起請文提出に関する史料について

日立の応永年間の行動について知ることの出来る一般的な史料としては、「日像門家分散之由來記」³があり、宗門内の史料には江戸時代に成立した日隆の伝記書がある。そこで各史料を確認しておきたい。

(1) 「日像門家分散之由來記」の記事

まず日存・日道・日立三師が月明に起請文を提出した事情について「日像門家分散之由來記」は次のように記している。

一、本能寺退出之事、精進坊日存ノ取立也、好學坊日純ハ弟也、慶林坊ハ甥也、此精進坊兄弟未ダ三条ノ坊門不レ破時寺ヲ罷出シナリ、多ク故アリ、具覺上人公方様ノ御成申サセ候時、上意ヨリ御尋ニ云当宗ノ法理如何、上人答云、鎮護國家ノ法門ヲ申トノ御答也、殊勝ニ候トテ重テ御尋モナシ、精進坊兄弟是ヲ第一曲事ト申事也、其故ハ身命ヲ捨ルトモ宗義ヲ思ノ儘ニ申度處ニ、幸ノ御尋ノ時御申無キハ上人様ノ御不足也、是レ第一也、第二ニハ本迹ハ勝劣也、是レ體ノ事アマタ有レドモ先ツ略ス、所詮上人様タニモ御同心ナラバ御袋持ニナリトモ成リ御門徒ニ堪忍可レ申由、申捨テ寺ヲ退出シテ越前ノ敦賀ニ下テ兄弟慶林坊等皆皆居住ス、其後三条坊門破ラレテ上人様丹波ニ御下向有ル也、然ニ若州小浜妙興寺ヨリ上人様ヲ被レ申御法談三七日アリ、此事ヲ敦賀ニテ聞テ如レ斯仏法ノ為ニ遠離於塔寺ノ難ニ値ヒ玉フ處ノ上人様ニ改悔不レ申永劫ノ苦報アヤウシトテ敦賀ヨリ小浜ニ越テ起請文ヲ奉レ捧改悔申、是日存日純也、其後上人様御上洛アル也、請文ニ三条ノ暴悪ト書タルハ是也。如此兩人ハ參レ共、慶林坊ハ終ニ不レ參、其後出京シテ高辻油小路ト五条坊門トノ

間東ノツラニ寺ヲ立テ号 本心寺、此ニテ談義ス、勝劣ノ弘通以ノ外也、当寺ノ若衆聞之正ク昨日今日迄ノ者ガ御膝元ニテ如シ斯惡義ヲ申、哀レ御免アラバ申度由各望申、此時上人様忠賢千如坊ヲ問答ニ被 仰付、千如坊仰ヲ蒙テ既ニ御輿ヲ下サル、是ニ乗テ彼寺ニ行テ其日問答ノ法門ニ數箇条勝ツ、即チ料簡シテ爾カ爾カ被申、上人様御悅益無限、去程二千如坊檻之直綴ニテ彼寺ニ行、只今ハ御使也、当座ハ何トヤラン思遠ル事有リ、心底ヲ不レ残可レ申、承ラントテ三日三夜慶林坊ノ處ニテ問答シ、終ニ伏セサセ同道シテ御目ニ掛テ起請文ヲ被レ書、其後本心寺ヲ当寺ヘ寄進ス、五条大宮ノ時ノ御影堂ハ慶林坊ノ本堂也、長老坊ハ智願院ノ坊也、是レ今ノ寺ノ仏壇ハ本心寺ノ仏壇也、末代ノ証拠ノ為ニ本堂ニ是ヲ被レ置也、如レ是改悔シタリシガ、又越後ヨリ四条堀川本禪寺ヘ日陣ト云人上洛シテ殊ノ外勝劣ノ法門ヲ談ズ、聞テモ京都ヲバ憚多キ故ニ摂津ノ国尼ヶ崎ニ下テ本興寺ト云寺ヲ立タリシ也、雖レ然請文ヲ恐ル、弘通ヲバセズト承及也、又精進坊ハ勝劣ノ久習アル故ニ妙蓮寺ト同心ス、又妙蓮寺ニモ不レ留シテ度度出テ即本能寺ヲ取立テ、慶林坊ヲ妙蓮寺ノ祖師ニスルヤ否ヤノ挨拶有リ、妙蓮寺ニハイナト云、本能寺衆ハ曲事ト云、後ニハ公方ノ沙汰ニナリシ也、何レモ目安ヲ以テ申セシ也、去程ニ本能寺ヨリハ日隆ハ是行学兼備ノ道者也ト云、妙蓮寺ヨリ是ヲ答ル時、先ヅ日隆ガ行ノカケタル本ハ二十七歳ヨリ隱居シテ堂ノ如法ニアハズ、学ノ不足ナル事ハ妙本寺ノ忠賢千如坊トノ問答ニツマリ、アマツサヘ請文ヲ挙グ、是レ行学共ニタラザル手本也、争カ此人ヲ相ニハスルベキト申、其時日隆ガ起請文ノ案ヲ妙蓮寺ヨリ当寺ヘ借用ス、即チ写御借シ也云云

この『日像門家分散之由来記』の内容は、次のようである。

①日存・日純(日道)・日隆(日立)の三師が妙本寺を退出したが首謀者は精進坊日存である。日道は日存の弟で、日隆は甥である。この三人は妙本寺が破却される前に寺を退出したが、次のような理由がある。(一)公方

（將軍）が妙本寺を訪れた時に、当宗の法理は何かと聞いたが、月明は鎮護国家の法門と答え、公方は殊勝なことだと云って更に質問は無かった。生命を捨てても公方に宗義を伝えねばならないのに、公方からの質問に宗祖の真意を伝えなかったのは第一の曲事である。（二）本迹は勝劣であるのに、月明は本迹一致を唱えている。もし同心であるならば月明の従者となっても仕えたであらうに、それは叶わなかった。

②この後三師は寺を出て越前の敦賀に居住していたが、妙本寺が破却されて月明は丹波に避難した。ところが月明は若狭小浜妙興寺からの招請で、法談を三七日間行つたという。この事を聞いた日存・日道両師は、月明が遠離於塔寺の法難に遭つたと理解し、改悔して帰山しなければ永劫の苦報を受けることになる、小浜に来て起請文を提出して帰山した。しかし日隆は帰山しなかった。

③日隆は京に出て本応寺を建立し、ここで勝劣義を談義したが、妙本寺の若衆は勝劣義の弘通は以ての外のことだと怒り、月明の許しがあれば日隆と談義することを望んだ。しかし月明は、忠賢千如坊に日隆と問答するように命じ輿を与えた。忠賢は輿に乗って本応寺に行き、問答の法門に数箇条勝つた。そこで月明に問答の様子を報告したところ、月明は大変喜んだ。その後、忠賢は檻の直綴を着て再度本応寺に行き、日隆に先程は月明の使として問答をしたが、何か思い違いをしているのではないか、心底を残らず申すならば承ると言つて三日三夜問答し終に日隆を説き伏せて同道して月明に面会、起請文を書かせて帰山させた。日隆は本応寺を寄進したので、以前の妙本寺の御影堂は本応寺の本堂で、今の寺の仏壇は本応寺の仏壇で末代の証拠の為に本堂に置いたのである。

④日隆はこのように改悔したが、丁度越後から日陣が上洛し、本禪寺で本迹勝劣義を談じた。これは日隆にとって応援となるものであったが、京都では懼りが多いので、摂津尼崎に下り本興寺という寺を建立した。し

かし起請文を恐れるならば弘通はせぬはずである。

⑤日存は勝劣義を奉ずる故に妙蓮寺と同心であるが、妙蓮寺にも留まらず本能寺を取り立てて日隆を妙蓮寺の祖師にせよと申入れた。妙蓮寺は否と言ひ本能寺衆は曲事と争ひ公方の沙汰となった。本能寺からは日隆は行学兼備の道者と言ひ、妙蓮寺からは日隆の行については二十七歳より隠居して堂の如法に合わず、学の不足は忠賢との問答に負けて起請文を書いたことは行学足らざる手本であり、どうして此の人を祖師にするのかと申した。

⑥そしてその時に日隆の起請文の案文を妙蓮寺より借用し写して返した。

以上が「分故之由来記」の中で日存・日道・日隆三師に関わる部分である。

次に日隆の伝記書で起請文提出に関わる部分を掲げると次のようである。

(2) 隆師伝記書の記事

① 『隆師御傳記』

一、日隆・日存・日道習紙之濫觴者、其此日禪之持律恰難、如水晶、衆徒已放逸而、化儀不_レ等_レ師。專為弘法障、故三人共諫_レ禪師、師不_レ制_レ他非、然謂_レ于其各恐_レ於掃_レ寺勢_レ而、放_レ謗言、捨_レ禪師_レ不_レ信。其後、貫首月明破_レ糜_レ於勝劣_レ而、頻興_レ於一致。故三人以_レ教遍_レ之_レ衆目_レ諫_レ之、及_レ再三_レ矣。月明怒_レ目、切_レ齒、拳_レ大聲_レ質_レ三人曰。汝等愚迷雖_レ甚多_レ今頗不_レ過_レ争_レ勝劣_レ蔑_レ師恩_レ此_レ二_レ之_レ罪_レ就_レ中師恩者、非_レ于高_レ於山_レ深_レ於海_レ也。然今不_レ違_レ背而已_レ還_レ為_レ敵對_レ之大惡_レ顯然焉。三人曰。我等正欲_レ是_レ於_レ是、非_レ於_レ非_レ故似_レ背_レ于師恩。向後、言_レ不_レ違_レ背師道_レ而、三人共寄_レ于_レ仏菩薩之智見、書_レ習紙_レ奉_レ月明。文章在_レ左。其後三人發明

勝劣之理、論於像師以後嗣法更不一致。故益々怒而、是非遂不決矣。其此若年之惡僧、惡隆師而、以米三石、屬託于力者欲使殺隆師。力者許諾而、夜半忍入窺於隆師。師着三衣、向書籍、殊勝之壯聞道不異四果之聖者、坐樹下、觀於飛花落葉也。力者感之、改心、推戶而、入室、擲刀杖、自責野心、語於屬託之吏矣。力者還諫師云。今夜當出於寺。不然、如何後之禍矣。我則言可為供奉而、助於師令出寺。好學坊日道、精進房日存、慶林坊日隆其外同志之弟子法眷廿人共夜半出於寺焉。其後建立於本應寺而、守於像師之法義本迹、次立於妙蓮寺而、弘像師嗣法之勝劣矣。存道兩師不移于妙蓮寺、於本應寺逝去焉。永享年中隆師以於七箇之訴狀、啓達於妙蓮寺。曰。日存、道兩師者、勝有傳燈之功。當為列祖云云。仏性院日慶之云。以於學功之半僧、列祖者、前代教多有之。況於後代當有之。且又、兩師書誓狀、遣月明、不恐之、何為嗣法乎、尔云、遂止矣。

②「御開山緣起」

同（応永）十二年乙酉師年二十二歲十一月四日、壽公卒五十七歲。弟子月明初曰、知見又具覺、嗣貫首。當于此時、述本迹勝劣而方興于混同一致之說、惑種脫妙義而殆失墜時機相應之旨焉。所以蓮師之門流分兩派而競本迹一異之諍論焉。而在道隆之徒二十余輩、諫言月明曰、凡名詮自性者自然之理、内外典之格式也。元祖名用日文字、深意多端而輒不可盡其義焉。而今名用月文字、雖諫戾於經旨失於祖意、月明敢不容用。僑慢之山高邪執之海深、而如火益々熱、如水益々深矣。師猶欲究當宗之奧藏、糺於謬解之異執、探考經文本疏御抄測底、兼亦為極諸宗所立、寺山兩門南都高野遊學研究都二十年。此師之於學可謂勤乎。而宗祖之所弘道統之規模、本勝迹劣炳然也。所以返于旧寺、雖諫月明、執情不礙焉。因茲応永二十五年初夏、辭月明而出妙本寺、移于妙蓮寺住大乘坊、不退之勤學以欲使衆生回

迷。依是繼往聖開來學之功、豈小補哉。御聖教曰、既及二十箇年、東西馳走南北為往詣尋之求之、然還像師之室、起弘法誓約奉拜門流之章疏、自蓮公大士至霽公和尚、本門之首題師資脉譜文義了々也。又日信聖人江書云、知見殿對本迹之法理、御誤候之由申知見殿下ハ中ヲ遠申テ日霽聖人ヲハ血脈ニツケ申候云云。本朝百二代称光院御宇、応永二十五年戊戌師三十五歳、月明私以為、衆徒往々出寺、以慶林坊為渠師矣。以是含恨於胸中、有曰也。

③「日隆大上人御一代德行講演抄」

一、于時応永廿五年御開山御年三十四歳、存道御両師ハ其ノ已前廿一年御帰山アラセラレ、御開山ハ是非一寺御建立ノ思召立故、翌廿二年本應寺御建立、打子続キ其歳父君御逝去、其ノ翌年応永廿三浅井ノ御菩提所御造営等ノ事□為御延引ノ處今無御開山御帰山ノ思召也。之ニ由テ其ノ趣月明ニ通シ玉フ、其ノ時月明日頃御開山ヲ目当トシテ居ルコト故此度別シテ念ニ念ヲ入レ自分ノ思ハク十分ニ案紙ヲ認メ差シ出ス其一紙ニ云

敬白起請文

奉捨邪帰正意趣者依魔障奉魔先師於御門流住者違心之条後悔也已ニ今翻彼邪心上者雖為向後不可奉背御門流者也此旨違背申候者法華經中之三寶并地涌之大士殊二十羅刹女三十番神惣而日本国中之大小神祇之蒙御調為墮在無間者也仍而起請文如件

慶林坊 日立 押

応永廿五年三月廿日 分散記廿八日二作也

妙本寺殿

如右御認ノ上御帰山遊夕此度御帰山ニ付キ起請文ノ沙汰ニ及ブ事ハ何故ナレハ其時ノ風俗ニシテ何事ゾ

ト云トカリソメニモ起請文ヲ認ル事也 夫レ故妙顕寺派ノ分散記ヲ見ニ三師耳ナラス其ノ數出リ所謂彼ノ方門流妙覚寺立本寺遊起請文モ見ヘタリ 又他門人ニテ其門下ニ立義ヲ聞モ起請文ニ及子ハ聞コト不能也 彼ノ一致方ニ云フ妙満寺日什上人ノ悞證文中山ニアリト云云 是ハ一時什師中山ノ流儀下ノ様事チヤ何フニ付テノ一札也 此方ノ御開山モ初妙顕寺御立退ノ時本禪寺日陣曰 間然一紙認テ彼ノ門ノ奥義ヲ探リ見玉ヒシ事アリ 是等ハ当門御再興前御遊字ノ日事ニシテ何ノ宗旨ニモアル事也 夫レ実ニ婦伏證文チヤ或誤證文ナント云ハ其時時迄ヲ不_レ弁者ノ云事ニテ都テ其者ガ誤リ也 況今御開山ノ御起請文ハ如_レ開ル法義ノ諍ニ付テノ事ニアラス 此度婦寺遊付テ已前月明ヲ諫曉セシアマリ師匠ト奉_レ仰キ先師日禪上人ヲ捨出寺遊夕故其段ハ一時之意得違テゴザル迄ノ一紙也

④ 『両山歴譜 日唱本』

同（応永）十二乙酉、師二十三、十一月四日禪公逝去世寿五十七、後職号月明上人、藤氏ヨリ出、大ニ在世ノ權威、寺内抱_レ帶刀浪人_ニ等、至_レ化儀法_ニ甚不_レ正、亦化法・宗義大廢、至_レ禪公、本門三大秘法奥義、本迹法門忽改_レ風、始立_レ本迹一致邪義、三公益歎_レ之、偏打_レ諫鼓_ニ數々也、雖然僧正不_レ敢承諾_ニ故、三公暫待_レ時、其間遊_レ叡山・三井・南都・高野等、伺_レ十宗大旨、又謁_レ本成寺日陳和尚、扣_レ本迹ノ深義、以_レ起請文_ニ聞_レ彼流至理_ニ情思惟、実非究_レ蓮_ニ明法義有余不了法談_ニ也、然メ再歸_レ妙本寺、復諫_レ明公、公勢猛不_レ納_レ之、却罵曰、汝等三人背_レ先師命、不_レ隨_レ門流、如_レ法追_レ宗内_ニ人、止_レ帝都徘徊、其勢不_レ可_レ当、三公思念曰、今違_レ当寺命、雖_レ立_レ死身、忠還失_レ弘法大事、宛直_レ角殺_レ牛、不_レ如_レ化儀一条、去_レ先師違背ノ惡名、然待_レ時達_レ本懷、依_レ之応永二十五年、師三十五、初夏ノ比化儀式ヲ以_レ捨_レ禪公、且悔不_レ從_レ當時僧正ノ命、非_レヲ、流義化儀式違背ノ義不_レ可_レ有旨、即認_レ起請文、呈_レ僧正_ニ々々許諾、雖_レ然法義ノ謬乱非_レ可_レ默止_レ故、

三公始同志僧廿余輩辭「妙顯寺」

『阿山歷語 日心本』

一、応永十二乙酉十一月四日日霽上人遷化、五十七才也、依之弟子月明嗣貫主、自此時初テ興本迹一異之諍論、大ニ失末法下種之時機、是故ニ存道隆之徒廿余輩諫言月明曰ク、凡ソ名詮自性者自然之理也、元祖実名ニ用日号、深意多端也、爾ニ今ニ用月号、雖諫辰経旨失祖意、敢テ不許容、自此師出寺而遊学ス、都テ三井山門南都高野等偏歴セル事殆ト十余年也、再ヒ飯田寺、雖容諫言、執情弥ク堅シ一説曰、禪師雖法義堅弘、生質柔和ニメ而、不制他ノ律儀、是ノ故ニ衆徒之行跡化儀之法札及漸々亂、有志之徒雖數ク諫之、仁慈ノ故等閑ニセリ矣、依之至没后、存道隆之有志ノ徒猶ラ恨於禪師事アリ、人輕法重之思ヒ切ナル故也ト

一、月明曰、違貫首、背寺法、徒豈ニ許飯寺哉、猶ラ停止洛中徘徊、大ニ忿リ、不及誤之證文者不許之、於此然談曰、為安月明之心、於化儀ノ条々者可起證文、諾セリ

敬白起請文

一、右、奉捨邪婦正意趣者、依魔障、奉廢先師、於御門流ニ住者違心之条後悔千萬也、已ニ今翻彼邪心上者、雖為向後、全ク不可奉背御門流者也、此旨違背申候者、法華經中ノ三寶并ニ地涌之天子、殊ニ十羅刹女・三十番神、総メ而日本国中之大小ノ神祇之家御訓、可墮在無間者也、依テ起請文如件

沙門慶林坊日立判三十四才也

応永廿五歲戊戌三月廿日

妙顯寺殿

日隆聖人の起請文提出についての再検討（小西日逸）

⑤ 『日隆大聖人募縁誌』

前半の伝記部の後に日潮『本化別頭佛祖統紀』に対する批判が述べられている。その初めに次のような記事がある。

龍、評破云是全日潮等之一致者流之謀書也、今乎願所為其謀計於謬誤之微據分而為三科也、以告中于初学焉、初者願解刻於告文云者其諂謀焉、二者明立道理以偽造告文之故也、三者判明法之邪正以一致者流日潮等之偽造告文者正為誑惑者也、並又使設於問答料簡而迷徒乎曉覺焉

さて以上諸伝記書の記事を検討してみると、

①は、三師の起請文については、日霽は持律堅固であつたが、妙本寺の衆徒は師と異なり化儀について放逸であつた。そこで三師は日霽に諫言したが衆徒を制することは無く、その為に衆徒は日霽を捨てて信じなかつた。その後貫首となつた月明は、勝劣義を廃して一致義を興したので、三師は数箇条の条目を以て再三諫言したが、月明は怒り聞こうとはしなかつた。そこで三師は是を是とし非を非とすることが師恩に背くことに見えたのであり、今後は師道に背かぬとの誓紙を書いて月明に提出した。その後三師は勝劣義を研究し、日像以後の嗣法が一致義ではないことを論じたので月明は益々怒り、遂に日隆を殺さんと米三石で力者を雇つたが、力者は改心して事情を明かし日隆一行廿人を避難させた。日隆は本応寺を建て、さらに妙蓮寺を建てて日像嗣法の勝劣義を弘めた。存道両師は本応寺で逝去したが、水享年中に日隆は妙蓮寺に七箇条の訴状を送つて両師を列祖に加えるようにと申し入れたが、日慶は両師は学功において半僧であり、また起請文を月明に遣じた者を嗣法には出来ぬとして拒絶した。

②は、日霽が卒し月明が貫首となつたが、本迹勝劣義に迷い一致の説を興したので蓮師の門流は分かれて本迹

一異の諍論が起つた。存道隆三師等は月明に諫言したが聞くことは無かつた。日隆等は更に教學を究める為に二十年に亘り各地を遊学した。そして宗祖の本意が本迹勝劣であることが明らかとなつたので旧寺に帰つて月明を諫めたが聞くことは無かつた。応永二十五年妙本寺を出て妙蓮寺大乘坊に移り衆生を救う為に教學の研鑽を続けた。しかし月明は寺内の衆徒が退出するのは日隆の所為であると恨みを募らせていた。

③は、応永二十五年、存道兩師は既に帰山していたが、日隆は一寺建立の思いがあり其の時は帰山せず、応永二十二年本応寺建立。その後帰山を思い立ち起請文を提出した。この時起請文を納めたことは他にも例があり當時の習慣である。だから帰伏証文や誤証文というのは誤りである。この起請文は法義の諍ではなく以前月明を諫暁する余り日禱師を捨てたことを悔いたものである。

④(日唱本)は、日禱逝去後月明が後職となつたが、寺内に帯刀の浪人を抱えるなど化儀に不正があり、化法の宗義も大廢し本迹一致の邪義を立てた。三師が諫めたが受け入れられず、三師は諸方に遊学し本成寺日陣に謁し、勝劣の法義を聞き妙本寺に帰り再度月明を諫めるが返つて師命に背く者と罵られた。三師は今月明に逆らつても求法の大事を失う。先ず先師に違背するという悪名を避け、後に本懐を達しようと応永二十五年起請文を提出すると月明は許諾した。しかしその後も法義の謬亂は然止出来ず三師は同志の僧廿余人と妙顕寺を辞した。

(日心本)は、日禱遷化後月明が後継となるが本迹一異の諍論が起こり末法下種の時機を失う。三師等諫言するも月明は聞かず、三師は寺を出て十余年諸方を遊学して帰山し、再度諫言するも聞かず、却つて貫首に違ひ寺法に背く徒に歸寺を許さん哉、洛中徘徊を停止す、誤りの証文無くば之をば許さじと。そこで月明の心を安んずる為に化儀の条々において起請文を書くことを承知したのである。

⑤は、日隆の伝記部分に起請文提出の記事は無く、その後次のような日潮の『本化別頭佛祖統紀』中の起請

文についての批判がある。

是は日潮等の一致者流の謀書である。今その謀計たる謬誤の根拠を顕かす為に三科を設けて初学に告げる。一は、起請文を分解して疑うべきことを顕し。二には、道理を立てて偽造の起請文であることを明かし。三には、法の邪正を明かし日潮が偽造した起請文は誑惑であることを判じ、問答料簡を設けて迷徒を覚醒させたい、との意を述べている。

Ⅱ 起請文の内容について

それでは日隆が提出した起請文とはどのような内容であろうか。現在『妙顕寺文書』⁽¹⁰⁾に所収の起請文は次掲のものである。

敬白 起請文之事

右、奉捨邪婦正意趣者、依魔障奉先師、捨御門流住于

違心之条、後悔千万也、已今翻彼邪心之上者、雖為向

後、全不可奉背御門流者也、此旨違背申者、法花經中三

寶并地涌大士、殊者十羅刹女、三十番神、惣日本國中

大小神祇御罰蒙、後生可為墮罪無間者也、仍起請文如件

沙門日立（花押）

應永廿五年三月廿八日

起請文の文意は、「魔障によって先師を廃し御門流を捨て違心を懐いたこと」を後悔している。ここでの「先師」について、後掲の日隆書状では「先年日霽聖人の化儀之事に捨申て候しを」とあることから日霽師と考えられ、妙本寺を退出したことを「御門流を捨て違心を懐いた」と記し、「今彼の邪心を翻す」とは、退出を改悔して妙本寺に帰山したことを表したのである。そして此度帰山した上は、今後御門流に背くことは致さず、もし背くことがあるならば、現身には法華經中の三寶諸尊、地涌大士、十羅刹女、三十番神、日本国中大小神祇の罰を受け、後生には無間地獄に墮ちることになる。よって誓約申すことは以上の通りです、というものである。

ところでこの起請文について前掲の「日隆大聖人募縁誌」では「是全日潮等之一致者流之謀書也」とあるように、日隆の起請文について①起請文の存在を否定する見方②存在を認めるものの内容の解釈に異義を唱える見解の二つがある。しかし日隆は起請文の存在について年時不明であるが、次のような直弟好学院日信宛の書状を送っている。¹¹

彼方に申さぬ法門を、申たるよしを記して候を、後に見て候へハ、悉如誓文空言にて候、

只治病抄之難を、彼ら不念通して、罷立たる一段までにて候、後代のために、正直に以誓文を申候、
此段にて披露あるべく候

態状を進し候、妙本寺よりの法門之條目、見申候、先両師愚僧起請文之事ハ、本迹の法門の事にてハ候ハす、先年日霽聖人の化儀之事に捨申て候しを、以後本迹の法門を尋極て、代々就中日霽聖人の御筆、本迹之法門に無悞御座候之間、化儀の事ハ、如何様にも御座候へ、化法之本迹之法門肝要之宗旨にて候とて、先ちミ殿に對して、捨申たるを悔帰すにて、化儀之一段斗を、さんけきふく申たる起請文にて候、驢本迹之法理、御悞之由申て、ちミ殿とは中を違申て、日霽聖人をは血脈につけ申候、仍、其後五条之寺より、本応寺へか、

り、本迹之法門申され候し時、愚僧罷出候、其時之法門ハ、條目多は沙汰なく候、本迹勝劣と申法門にて候之間、愚僧治病抄之本迹之事理之三千、天地水火の文を出し候之時、其迹門の理の三千と云ハ、非法花経には、天台宗止観之事也と会通する処を、愚僧会通する時、次に法花経の本迹二門と標釈して、結文に本迹事理之三千と結して御座候間、一經之内の迹門の事也と申を、聞も不入、声を高して罷立候之間、愚僧高声に、難勢を会通せずして罷立は、負の条、勿論也と申せとも、声を高してまきらかして罷立て候、以後日道に申て候へは、会通更／＼ちかはさるよし被仰候き、此二ヶ条においてハ、法花経中三宝殊には本門本尊尺迦・多宝・上行等、鬼母・十女・番神・日蓮大士等之御罰を罷蒙候はんするに、更／＼非虚言候、此段御得心あるへく候、恐々謹言

霜月十二日（署名・花押切取）

好学院 進之候

これは日隆が日信に宛てた書簡であるが、文意は、妙本寺より出された法門の条目を見た。日存日道両師と自分の書いた起請文は、本迹の法門について悔いたものではない。先年日霽師の化儀に対する態度を批判して妙本寺を出て諸方に本迹の法門を尋ねた結果、妙本寺代々の先師ことに日霽師の著述を見ても本迹の法門について誤りは無かった。化儀のことは如何様であっても、化法の本迹の法門こそ肝要であるから月明師を正さねばならぬと、月明師の許を退出したことを悔いたもので、化儀のことについて懺悔帰伏した起請文である。その後月明師は本迹の法理について誤っていると月明師を除き日霽師を相承の血脈に付けたのである。その後妙本寺より本迹寺へ本迹の法門について問答の申入れがあった時、妙本寺の論者に私が応対した。其の時の法門は本迹勝劣と申す法門であったので、私は「治病抄」の「本迹の事理の三千、天地水火」の文を出し、「その迹門の理の三千と

云うは法華経には非ず、天台宗止観の事なり」と会通する時に「次上に法華経の本迹二門」と標釈して、結文に「本迹事理の三千」と結して「一経の内の迹門の事なり」と申すのを相手は聞きもせず大声を出して立ち去った。私も高声で「反論に答え無いのは負けになるぞ」と言ったが、相手は声を大きく紛らかして立ち去りました。後に日道師に申したところ、会通は間違っていないと仰せられた。以上の如く起請文では化儀の面を改悔したことと、妙本寺との問答の内容とについて誓言を立て、虚言ならば法華経中三宝諸尊、本門の本尊の釈迦如来・多宝如来・上行等の四菩薩・鬼子母神・十羅刹女・三十番神・日蓮大聖人等による罰を蒙るので、虚言を申すことはない、この段得信して欲しい。

相手方に申してもいない法門を申したように記されているのを見ると、悉く起請文の如く空言である。『治病抄』についての当方の論に彼らは会通出来ずに立ち去ったものである。後代の為に正直に誓文を以て申し上げるので皆に披露して欲しい。

この書状は日隆の直筆と思われるが、何故か署名と花押の部分が切り取られている。年時は書かれず「霜月十二日」とあるのみであるが、この書状について『両山歴譜（日唱本）』では、康正元年日信師遷化の項に全文が掲載されているが、同（日心本）では宝徳三年条に、「同年本能寺日信上人ヨリ、以書告師ニ妙顕寺ヨリ之間条之旨、并亦尋問三師之起請文之実否、師乃チ返書ニ委ク記メ送レリト云云」とあるが、書状の内容は記されていない。これについて松本日宗師は「その系年を宝徳三年としたことに筆者は疑義をもち宝徳二年以前であると考察するが、今は且く之をおく」とあり、その後日信師は宝徳二年に本能寺貫首となつてゐる為に書簡の宛名を「好学院」とあるのは、日信師が本能寺貫首就任以前の事であろうとの意を込めて記述されている。

ところで日隆の直弟子学が妙蓮寺日忠との問答を著した『両門和合決』に三師の起請文について次のような記

述がある。

難云、存道隆之三僧、被_レ捧_レ誓状具覚和尚其趣云、今般御勘氣預_レ恩免_レ者、自_レ今已後不_レ可_レ登_レ高座、不_レ可_レ居_レ衆頭云云、若_レ以_レ此三僧備_レ歷祖之位者、有_レ冥慮其恐_レ如何、

答云、違_レ背爾時誓文人、若_レ乖_レ冥慮者、貴寺之登高座尊宿、詎_レ遁_レ其科所以者何、貴寺之尊宿、与_レ我三師共望_レ具覚勘氣之赦免見_レ捧_レ被_レ誓状、若_レ尊宿等禍條、決定貴門一同之与_レ同罪何又免耶、所詮、依_レ法理所_レ棄_レ捐其覚門下之称者、於_レ此事争有_レ冥鑿之恐、其上、尋_レ誓状之計略、最有_レ深志、所謂、存道兩公並与_レ同之僧侶、嘆_レ妙本寺上人具覚和尚之法理之乱衰、雖_レ鳴_レ十余条之諫鼓、都不_レ達_レ微望、剩_レ蒙_レ讒臣之謗、是故一味之衆徒等、含_レ夷齊之憾、徘徊_レ四維、守_レ啼財之風、訊_レ問八荒、果_レ到_レ越州本成寺、謁_レ日陣和尚、初探_レ宗門枢鍵、細_レ問_レ本法奇密、数々_レ躰_レ猶預之心、聊_レ屈_レ求法之志、時之、賢哲等同惟_レ念_レ彼十余条之諫状、但_レ專嘆_レ化儀之乱、全_レ非_レ起_レ化法之疑、不_レ若_レ望_レ本師恩免_レ方挑_レ我家之法灯、爰_レ故捧_レ被_レ誓状、遂_レ師弟再会之素志、然後請_レ上具覚之俗弟具圓大德、而崇_レ重本能寺之法頭焉、此賢臣等謙下而未席居、盛弘_レ求得之法味、然則門下緇素普飯_レ其求法、是豈堅非_レ見_レ守_レ誓状之旨、詎_レ押成_レ胡乱之貶、雖_レ然、日存日道下世以後、貫首並衆徒背_レ正道向_レ邪路、其時恐怖_レ被_レ誓状變改_レ与_レ此惡趣因緣乎、須_レ以_レ閉眼穿_レ鑿_レ弘意、縱有_レ吹毛人_レ全_レ不_レ可_レ得_レ其瑕瑾歟

『兩門和合決』は文正元年（一四六六）七月に難者妙蓮寺日忠と答者本能寺日学の二人の間答体で表された文章で、当時対立していた両山の通用を図ろうとした内容である。そして其の冒頭に日存日道日隆三師が月明に出した誓状（起請文）についての議論がある。

①日忠曰く、日存日道日隆の三師が具覚和尚に誓状を捧げたが、その中に恩免に預かれれば三師は今後は高座に

登らず、衆頭に居せずとある。もし三師を妙蓮寺の歴祖に加えたならば、誓状の意趣に違背することになる。

②日学曰く、三師が誓状に違背することになれば貴寺（妙蓮寺）の尊宿（日慶師）も同様である。それは日慶師も月明の恩免を望んで三師と共に誓状を捧げられたからである。

③そして誓状の提出には計略があり、存道両師並びに与同の僧侶は月明の法理の乱れを嘆いて月明に十余条の諫状を述べたが望みは達せられず逆に讒臣の謗りを受けた。その為に一味の衆徒は法を求めて八方に問い、果ては越後の日陣師に遭って宗門の枢鍵を探り本法の奇密を聞いたが求法の志を曲げることがあった。時に三師等の十余条の諫状は化儀の乱れを嘆いて化法の廢れを起すものではない。それは月明の恩免を望んで誓状を捧げて師弟再会の志を遂げ、妙本寺の法灯を掲げることである。そこで誓状を捧げて帰山し、月明の俗弟具圓を請い本能寺の法頭に崇重し、自分たちは末席に居してこれまで求得した法味を弘め、門下の緇素は皆その法に帰入したのである。これは誓状の旨を守ったものではないか。

④しかし存道両師遷化後、妙本寺貫首並びに衆徒は正道に背いて邪路に向かった。この時に三師達は、誓状の文言に違背することを恐れて何もせず悲趣の因縁に与同することが出来ようか。どうか目を閉じて仏智を穿鑿しなさい。たとい吹毛の人であっても瑕瑾を見つけることは出来ないだろう。

とあって、日忠・日学の両師は三師が起請文を月明に提出したことを承知しておられるのである。

III 起請文についての他門流の反応

六牙日潮の日蓮聖人門下諸師の伝記集である「本化別頭佛祖統紀」中の「京兆本能寺開山日隆上人傳」⁽¹⁾では、

日隆聖人の起請文提出についての再検討（小西日遠）

師諱日隆 初造日立於後改之、字深圓号精進院呼桂林房、越之中州人桃井氏左馬頭尚儀之子、師之叔父有日存日純共龍華霽公門人也、師羨之遂出家獄仕于霽公呼桂林房、不幸蚤罹霽公之喪時師二十二歳、存純誤走本迹勝劣之異路築妙蓮寺而居師亦隨之、於後存純者識其逆路造告文謝罪於月明僧正、師独不移執弊確如終構別慮今之本能寺是也、又築攝之尼崎本興寺而弘通度度矣、時有本果院日朝中州立正寺駿州光長寺兩山主也、上都謁師朝素扶勝劣之見師竭懷傾胸終日不違兩人丕喜和者亦夥一時呼西隆東朝也、月明僧正聞之大愕召至糺之師不屈及議論累日不眠工夫千般、一時開悟独醒待日疾走謝罪、僧正不肯尚屹舊執於是師造告文講信、其文曰、敬白起證文、劣弟誤生邪見為逆路伽耶陀後悔千萬、今依師策捨邪歸正再浴先師真正之慈澤、重復違背此旨、現世蒙法華經中三寶地涌大士十羅刹女三千番神日本国中大小神祇冥罰後生墮在無間奈落者也、仍誓狀如件、応永二十五年三月二十八日桂林房日隆「花押師之直筆迄今竜華藏中現存多用和字今譯之矣」依之僧正容之、本果朝者遊歸本国猶晦岡宮彌構確執結黨取柄是以岡宮迄今不捐異端惜乎、朝亦是時在洛共師踏吾奥闕、休息之黨者細知其非親炙身延、竜華月明僧正傳所謂河帶山勳者是時之事也、寛正五年甲申二月二十五日感疾泊然而化壽八十一、本能寺今復云勝劣弗師之志兒孫之過悲、夫捨邪歸正之誓詞現為龍華藏物不可誣依而如今係正傳（傍線は筆者加筆）

とあるが、日潮は「存純誤走本迹勝劣之異路築妙蓮寺而居師亦隨之、於後存純者識其逆路造告文謝罪於月明僧正師独不移執弊確如終構別慮」さらに「月明僧正聞之大愕召至糺之師不屈及議論累日不眠工夫千般一時開悟独醒待日疾走謝罪僧正、不肯尚屹旧執、於是師造告文講信、其文曰（略）依之僧正容之」とあつて、日隆が本迹勝劣の逆路にあつたが、月明に告文を提出して謝罪したとして、本迹勝劣義につい

て改悔したと記している。しかし引用された起請文（傍線部分）は現在妙顕寺所蔵の文面とは異なり、また「花押師之直筆 迄今竜華藏中現存 多用和字今譯之矣」とあることが不審である。これは、日隆直筆の花押があり、現在まで妙顕寺の蔵に保存されており、和字即ち仮名文字が多いのでここでは漢字に翻訳したとの意味である。しかし妙顕寺に現存の日隆起請文は全文漢字で表記され、日隆直筆とされているので日潮の引用する起請文は後日作成されたものであろう。

また日蓮聖人門下教学史研究の泰斗である宮崎英修氏は「日蓮教団史研究の課題」¹⁵と題する講演において、（日隆は）応永二十五年に起請文を出して、これまた月明に帰伏したのです。帰伏するところの一筆、すなわち、「奉捨邪婦正意趣者、依魔障奉魔先師捨御門流住于違心之条、後悔千万也、已今翻彼邪心之上者、雖為向後全不可奉背御門流者也」こういう起請文を書いて月明に帰伏したのです。ところが（中略）（月明は）また従来のように根拠的な態度をとり、貴顕と交際し、また同じように帯刀の浪人を置き、外に出る時はその人々を供につれて行く。そこでまた、再び道・隆・慶等の諸師は、月明に対してこれを捨てることになるのです。この時に、この頃すでに日存・日隆、あるいは日道等は当時流行の勝劣義を主張するようになっていた。この起請文を破廢し、再び独立して、いわゆる八品門流を建てるのでありますけれども、その時の手紙が本能寺に残っているのです。「妙本寺よりの法門之条目見申候、先兩師愚僧起請文之事」兩師というのは、隆師の兄弟子日存・日道の兩師と、それと自分の書いた起請文、「起請文之事ハ本迹の法門の事にてハ候はず」——本迹二門勝劣義法門のことではない。「先年日齊聖人の化儀之事に捨申て候しを、以後本迹の法門を尋極て代々、就中日齊聖人の御筆本迹之法門に無_レ悞御座候之間、化儀の事ハ如何様にも御座候へ」——日齊

上人の法門は本迹勝劣義である。けれども、その後を嗣がれた所の月明上人は本迹の一致の主張であるというのですが、「化法之本迹之法門肝要之宗旨にて候とて、先ちミ殿に対して捨申たるを悔帰すにて、化儀之一段斗をさんげきふく申たる起請文にて候、」——化儀の事、すなわち化儀の儀は法門、宗義を弘通するところの方軌でありますから、弘通上のあるいは折伏、あるいは摺受的な方法をとりましたが、要するにそれは一つの化儀です。弘通するところの化儀、その化儀の法門はともかくも、日霽上人の主張される本迹一致の法門について上人の申されたことについて、私の主張が誤っていたと上人に帰伏後悔したように考えられているが、実は本迹法門の化法には関係なくただ化儀の法門だけに対して悔いかえたのである。と、こういうふうに申しておりますが、これは前の日存・日道の改悔状、日隆の改悔状を見れば明白なように、その起請文は化儀・化法両面にわたっています。これを日隆は化法の本迹一致の面をふせて、単に月明の化儀を摺受的であると誤解して遠離於塔寺を色説された折伏的な化儀であったことに思い及ばなかったことを改悔して帰伏したのであると弁明し、化法の本迹勝劣には無関係であると主張し、改めて勝劣義をもって自身本来の義であるといっている訳であります。（文中の鈎括弧と二重傍線部は筆者の加筆である）

と、述べておられるが、まず「たまたま妙本寺の衆徒と日隆は勝劣の件について争い」とされるが、これは月明派遣の忠賢千如坊との問答であろうか、不明である。次に日隆は前掲書状の中で、「日霽聖人の化儀之事に捨申て候しを」とあつて、妙本寺を出たのは日霽の化儀面が放逸である為で、月明の化儀に対する表明ではなく、帰したのも「就中日霽聖人の御筆、本迹之法門に無悞御座候之間」と月明以前の妙本寺歴世の化法が本迹勝劣義であることが分かったのが理由であるとしている。宮崎氏は「日霽上人の主張される本迹一致の法門について」と、日霽師を一致派の先師と表現され、従つて日霽師に対して改悔することは勝劣義を捨てて一致義に帰伏した

と述べておられる。しかし日隆は、日禪師を勝劣派の先師と見ていることから、日禪師に帰伏したとしても、勝劣義を捨てたことではなかった。また、日隆が月明の化儀を誤解していたことで改悔したとされるが、これも書状の趣意とは異なっているように思われる。日隆起請文の項で記したように、誓状の文面には一致義・勝劣義といった文言は記されていない。もし月明が三師側を徹底して抑えようとするならば、より具体的な教義的な表記が行われたのではないかと考えている。

さらに日隆と月明側の問答において、書状に記されたように、妙本寺側の一方的な言動で終始したものであるならば、月明側が日隆の論旨を破れなかった為であると思われる。

まとめ

以上三節にわたって日隆が妙本寺帰山時に月明に提出した起請文について検討を加えた。まず「日像門家分散之由来記」と日隆伝記書に見える起請文提出に関わる記事を検討した結果、「日像門家分散之由来記」では、日存・日道・日隆の三師は月明の化儀・化法両面を批判して退出したが、その後日存・日道は妙本寺が破却されたことで月明が遠離於塔寺の難に遭ったとして起請文を納めて帰山した。当時日隆は別行動であったが、月明が派遣した忠賢千如坊との問答によって起請文を提出して帰山した、とある。諸伝記書において、三師は月明の態度を批判して妙本寺を退出したが、月明が妙本寺を破却されて知見へ避難の後、日存・日道の両師さらに日隆が帰山したが、各々起請文を提出している。この時の日隆起請文について、文章中に「捨邪帰正」「翻彼邪心」「不可奉背御門流者」等とあることが化儀・化法のいずれを指すのが問題とされた。

日隆門流では三師は、日霽師の化儀面を批判して妙本寺を退出したが、師の化法面は勝劣義であることが確認されたので化儀面について改悔して帰山したと言い、他門流からは日隆の起請文は化儀・化法共に改悔したもので、日隆は一致義に屈服したと喧伝した。しかし妙本寺との問答について日隆自筆の書状が存在していることから、日隆が一致義に服したものでないことは明らかである。ただ、理由は不明であるが、書状の筆者の署名と花押の部分が無効されていることから、門流内にもこの書状の存在を不明にして、問答そのものを無かったことにしたいと考えた者がいたのかも知れない。また「日像門家分散之由来記」中に「其時日隆が起請文ノ案ヲ妙蓮寺ヨリ当寺（妙顕寺）へ借用ス、即チ写御借シ也云云」とあるが、この文から当時妙顕寺には日隆の起請文が保存されていた可能性もあり、現存『妙顕寺文書』中の「日存・日純起請文」と「日立起請文」の文書としての真偽にも関わる問題であると思われる。

再説すれば京都要法寺十三世広盛院日辰が永祿元年（一五五八）に著した「負辨記」¹⁶において、「京都の僧檀一人二人五人三人多婦本能。又不婦本能所の日要日眼等の云、八品は信の座、神力の一品別して肝心、宝塔の一品は元意の一品と習也。」（中略）「若各新所建立を好み学文せずば、末の世に千所建立すとも一時に本能の末寺と成らん、悲哉。」と、自門流と比べて本能寺門流の勢いの強さを記している。すなわち当時大きな勢力を持っていた本能寺の開山日隆がかつて一致派に対して改悔の起請文を提出したことを喧伝する為に、妙顕寺には無かった日隆の起請文を書写して保存していたのではないかと考えている。

註

- (1) 日着「日隆大聖人蔡縁誌」上・下。枚方市大隆寺藏本。天保九年日着。伝記部のみ「興隆学林紀要」第六号・八号に翻刻文掲載。
- (2) 小西徹龍「日隆聖人略伝」(昭和六十年 東方出版) 七四頁〜七八頁、九九頁〜一一四頁参照。小西徹龍「日存・日道・日隆三師起請文と本心寺についての一考察」(『桂林学叢』第二十一号 平成二十一年)。
- (3) 『日蓮宗宗学全書』第十八卷史伝旧記部(一)(昭和四十三年 山喜房仏書林)。
- (4) 香川県國祐寺藏「当要集」所収、寛文六年写、「興隆学林紀要」第四号に翻刻文掲載。尚、日隆の伝記書については註(2) 引用書二二八頁以下に解説。
- (5) 寝屋川市本嚴寺藏本。元禄十五年日寛(昭和三十八年 本嚴寺刊行)。
- (6) 香川県本覚寺藏本。文政十三年日芳。
- (7) 「本能寺史料 古記録篇」(平成十四年 思文閣出版)。
- (8) 註(7) 引用書。
- (9) 註(1) 引用書。
- (10) 妙顯寺文書編纂会編「妙顯寺文書二」(平成二十五年 妙顯寺)。
- (11) 「本能寺史料 中世編」(平成十八年 思文閣出版)、所収四一号「日隆書状」。尚、書状中「以後日常に申て候へは」とあるが、原文写真を見ると「日道」であるので訂正した。
- (12) 松本日宗「隆聖御消息について」(『桂林学叢』第四号 昭和三十八年) 二〇一頁参照。
- (13) 「妙蓮寺
本能寺 両門和合決」(『宗門史談』第四号 昭和五十七年 宗門史談会)、松本日宗「妙蓮寺
本能寺 両門和合決講釈」(『宗門史談』第四号 昭和五十七年 宗門史談会)。

日隆聖人の起請文提出についての再検討（小西日逸）

〔14〕六牙院日潮「本化別頭仏祖統紀」（平成九年 妙音院）三八二頁。

〔15〕宮崎英修「日蓮教団史研究の課題」（『大崎字報』第一三二号 昭和五十三年）。

〔16〕『^内東方仏教叢書』第四卷隨筆部（昭和五十年、名著出版）。

キーワード 日存・日道起請文 日隆起請文 日像門家分散之由来記 両門和合決 本化別頭仏祖統紀

付記 本稿は令和三年度法華宗教学研究所総会における筆者の発表「日隆聖人起請文に関する諸問題の再検討」を改稿したものである。発表当時御指摘を頂いた先生方に御礼申し上げます。